### 第三者評価結果

事業所名:逗子なないろ保育園

#### A-1 保育内容

 A-1-(1) 全体的な計画の作成
 第三者評価結果

 A-1-(1)-①
 【A 1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。
 a

<コメント>

全体的な計画は児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を捉え、開園時文献、グループ園の全体的な計画を参考資料として、当初の施設 長を中心に担当保育士間で話し合いを重ねて作成しています。事業の目的、保育理念、保育方針、保育目標、各年齢の子どもの保育目 標に基づいて子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域性を考慮して園に適した計画となっています。年度末には先ず 各クラス内で評価、反省をして見直しを行い、その後園全体の評価反省をしてさらに見直し、次年度の全体的な計画を作成していま す。保育士同士の信頼があり、コミュニケーションもよく、一貫性、連続性のある保育に繋がっています。

#### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

а

[A2] A-1-(2)-(1)

生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

<コメント<u>></u>

子ども達が園生活を送るのにふさわしい環境となるように様々な設備の整備、配慮をしています。室内に温湿度計を置き、チェック後日誌に記録しています。コロナ禍でもありサーキュレーター、空気清浄機による換気、保育室の消毒、玩具の消毒も行い、常に適切な状態となるよう配慮しています。部屋に室内灯を設置し、適度な明るさに調整し、保育士の声の大きさ、音楽も流しっぱなしにしない等「音」にも注意を払っています。寝具は週末にシーツの持ち帰り、蒲団の日光消毒(可能な場合は持ち帰って家庭で行う)をして衛生管理をしています。家具の配置やパーテーション、格子を活用してコーナーを作る等子どもがくつろげる場所作りを行っています。トイレ、廊下の清掃は業務員、保育士が順番で行いチェック表をつけています。子どもが心地よく過ごせる環境となっています。

【A3】 A-1-(2)-② -人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

а

<コメント>

全体的な計画、各クラスの年間計画、月間指導計画を基に、個々の子どもの発達、家庭環境を配慮してクラス内での話し合いを日々 行っています。一人ひとりの子どもの個人差を大切にし、子どもの気持ちを受容した保育を心掛け、どの職員が対応しても一定になる よう、共通理解を持つようにしています。保育方針の中にも子どもの気持ちを受容して、自己肯定感が持てるように配慮することが示 されています。子どもが自分の気持ちをありのままに表現できるように見守り、小さな表現の変化も見逃さないように意識して、子ど もの気持ちに沿って対応することを心掛けています。保育中にせかす言葉を使わない事を職員間で確認をしており、職員全体で豊かな 言葉と優しく温かい内面を保つように心掛けており、子どもの状態に応じた保育を行っています。

а

くコメント>

基本的な生活習慣を身に付けていくには個々の子どもの発達状態に依るので、一人ひとりの発達状態を確認し、発達状態に応じた見守りやさりげない援助を何よりも大切にしています。子どもが自分でやろうとする気持ちが生じた時に、主体性をもって取り組もうとする気持ちを尊重し、声掛けや援助をして"急がせないこと"を職員間で確認し合っています。睡眠のリズムは個人差や家庭の生活時間により個々に違い、寝不足児もみられるので個別配慮して調整しています。5歳児には食事の大切さを子ども自ら考えられるような取組や生活習慣を身に付けられるように、絵本や紙芝居の活用や体の仕組みの話をし、働きかけをしています。特に進級時は子どもの変化が生じる時があり、卒園までの子どもの姿を全職員が意識して年間計画や児童票を引き継ぎ、連続性のある保育を大切にしています。

[A5] A-1-(2)-@

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

<コメント>

園庭の隣りが公園になっており、自然環境に恵まれ、広い屋上スペースもあって、外気浴や体を十分に動かせる時間を極力多くとっています。保育理念に子どもの人権や主体性を尊重することが示されており、子どもが自主的、自発的に生活と遊びが出来るように環境を整備しています。遊びたい物が出し入れしやすいように収納方法、場所を工夫したり、子ども同士で遊んでいる場合は介入しないように出すぎない事を心掛けています。異年齢児同士のクラス交流や幼児は3人グループの縦割り活動も行い、年齢をまたいでの関係性が深まっています。散歩時に地域の人と挨拶を交わし、警察、消防、郵便局訪問も行っています。畑、プランターで夏野菜や植物を育て、落ち葉で腐葉土を作り、園庭に自生する植物を遊びに取り入れる等、身近な自然と触れ合っています。子どもが主体的に活動できる保育を行っています。

A - 1 - (2) - (5)

【A6】 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。

а

<コメント>

0歳児の保育は担当保育士とアタッチメント(愛着関係)が持てるように担当制保育を行っていますが、3ヶ月に1回担当を交代し、徐々に他の職員との関わりも持てるように工夫しています。安心して園生活が出来るよう関わりの中で子どもの表情を大切にし、応答的に保育がなされるように配慮しています。発達段階に合わせた玩具を用意して子ども自ら取り出せるようにし、歌、絵本、手遊びなど好きな遊びを多く取り入れた保育をしています。食事形態は発達段階により違うので、栄養士を交えて給食会議で繰り返し検討し、家庭での提供も確認しながら、4段階の離乳食の提供をしています。調理室は0歳児保育室の隣りなので、より連携が取りやすい環境となっています。保護者とも連絡帳を通じて日々子どもの様子を確認し合って連携しています。一人ひとりの生活リズムに沿った保育を行っています。

A - 1 - (2) - 6

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。 а

(コメント)

年度前半はパーテーションで保育室を区切り、1歳児で入園した新入園児と進級児の少人数の2グループに分けた保育を行い、情緒の安定を図って落ち着いた保育になるように配慮しています。年度の後半は進級に向け、1クラスの集団になるように保育をゆっくり、流動的に行っています。2歳児については3歳児への進級がスムーズに進められるように3歳児保育室で生活する時間を作っています。この年齢は自分でしようとする気持ちが芽生え、自我が発達するため、玩具の取り合い等の関わりの中でトラブルが起こることがあります。子どもに何がしたかったのかを聞き、それぞれの思いを受け止め、言葉を添える等関わりの仲立ちをしています。栄養士や、散歩を通じて職員以外の地域の人たちに挨拶しています。連絡帳や送迎時のやり取りで、保護者と連携をとりながら保育を行っています。

A - 1 - (2) - 7

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

<コメント>

3歳児はロフトがあり、絵本や牛乳パックで作った机やイス、ぬいぐるみ、ままごと、パズル、積木等遊びが楽しめるように工夫されています。4歳児は戸外遊びが好きですが、室内ではレゴ、ブロック遊びが盛んです。レゴの作品を飾るコーナーを設け、達成感に繋げています。個人用の道具箱があり、自由に使えるようになっています。5歳児は折り紙、あやとり、けん玉、ラキュー、カプラ積木等手先を使った遊びが好きで、地図や地球儀等興味、関心に合わせた保育環境づくりをしています。夏祭り、遠足、リトミック等の縦割り保育や協同的な遊びとして買い物ごっこも楽しんでいます。外部講師による月2回の体操教室ではマット、跳び箱、鉄棒、縄跳び等体を動かす体操を2歳児から行い、英語レッスンは3歳児から挨拶や歌、ダンス、絵本など楽しんで英語に親しんでいます。年1回の移動水族館も楽しい体験となり、各クラスとも保育の内容や方法に配慮した保育を行っています。

 $\begin{bmatrix} A & 1 & -(2) & -8 \\ A & 9 & 7 & 7 \end{bmatrix}$ 

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

くコメントン

障害のある子どもに対応できる環境設備として、多機能トイレ(みんなのトイレ)があります。障害の特性は個々に違うためクラスの指導計画と関連付けながら、子どもの特性にあった個別の指導計画を作成しています。クラスに溶け込み一緒に過ごす中で成長している姿が見られています。専門機関に通所している子どももいますが、保育園に専門機関の巡回訪問があり、専門員から助言をもらい、保育の進め方の参考としています。専門研修を受講した職員は全職員に研修内容を報告していますが、今後、全職員の受講を考えています。障害があると認定されていなくても気になる子どもの場合は職員間で共通認識したうえで慎重に保護者に対応し、理解を求めるようにしています。障害児保育についての情報発信はしていないので、今後は入園面接の園紹介等の中で障害児保育を実施している園であることを保護者に伝え、更なる理解に繋げる事が期待されます。

【A10】 A-1-(2)-9 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

#### <<u>コメント></u>

延長保育では合同保育となるため極力ゆったりとした気持ちで過ごせるよう配慮しています。図書コーナーの絵本やクラスから玩具を持ってくるなどし、各年齢にあった自由遊び等を行い、穏やかに過ごせるように環境整備をしています。特に早朝、夕方の延長時間の中では全クラス一緒になる時間もあり、安全に配慮した対応を行っています。在園時間の長い子どもには18時以降に水分補給やクッキーやせんべいなど夕食に支障ないようなおやつを提供をしています。職員間の引き継ぎは連絡ノートを使って連絡漏れのないようにし、家庭との連携を図っています。全園児の在園時間が個々に違うので食事や午睡時間等、個々に合わせた生活リズムをいかに考慮した保育内容や方法が出来るかを課題とし、現在職員間で検討中です。

A - 1 - (2) - 10

【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

#### 〈コメント〉

全体的な計画の中に小学校との連携の項目があり、5歳児の年間計画の4期のねらいには"様々な体験や対人関係の広がりを通し自立心を高め就学への意欲をもてるようにする"となっており、それに基づいた指導計画となっています。特に見通しをもって生活が出来るように、時計を意識した声掛けや生活習慣の再確認等を行っています。コロナ禍で学校訪問が経験出来ないことが続いている状況です。11月頃に保護者の個人面談を行い、保護者の不安に寄り添うようにしています。職員は市内の学校教員と研修会を年3回行い、情報交換や卒園後の子どもの様子、個別配慮が必要な子どもの就学に向けての働きかけなどのやり取りを行っています。担任は子どもの保育園での生活や発達の様子等、成長の姿を保育所保育要録を作成しています。施設長が確認後、小学校に送付しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

[A12] A-1-(3)-(1)

,、...。 子どもの健康管理を適切に行っている。

#### <コメント>

「健康管理マニュアル」があり日々の健康管理はマニュアルに基づいて一人ひとりの子どもの健康状態を把握して保育が行われています。入園時は子どもの健康に関する情報や予防接種の状況等保護者から聞き、児童票に記入しています。保育中の子どもの体調変化や怪我については小さなことでも保護者にしっかり伝え、記録をとり翌日に様子の確認をしています。特に首から上のけがについては施設長自ら保護者に伝え、状況によっては病院を受診しています。年間保健計画に基づき健康について集会や絵本、紙芝居などを取り入れて身体の大切さを分かりやすく子ども達に伝えています。保護者には園だよりやポスター等で情報を伝え、特に感染症については園内で発生した場合は直ぐにボードで伝えています。乳幼児突然死症候群を防ぐため、0歳児5分毎、1、2歳児10分毎に目視だけでなく直接子どもに触れての呼吸確認を行っています。

[A13] A = 1 - (3) - 2

健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

#### 〈コメント>

健康診断、歯科健診は年2回、尿検査は年1回実施しています。健康診断日の前に保護者に気になる事や相談事項を聞き、医師に伝えています。健診結果が異常なしの場合は連絡帳に記入していますが、指摘事項があった場合は口頭で直接保護者に結果を伝えています。歯科健診については結果票を全員配布しています。健診結果は直ちに児童票に記録し、職員に周知しています。健康診断や歯科健診の結果は指導計画に反映し、保健に関する内容の絵本、紙芝居等を使って虫歯の話や、厚着をしない事等各年齢に応じ、健康に関する意識や興味を持てるよう保育の中に取り組んでいます。

A - 1 - (3) - (3)

【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

а

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」があり、ガイドラインに基づき入園時の面接時に子どもの状況を聞き取り、医師からの指示書を基に園内での提供方法を保護者と確認しています。入園後も保護者と年1回、及び除去に変化のあった時に面談を行い、状況確認を実施します。食事提供についてはトレイや食器の色を個々に応じて変えたり、アレルゲンと名前のプレートを作成し可視化すると共に、提供時には声に出して献立の中の除去食を再確認します。慢性疾患児に関しても医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。知識、情報を得るためアレルギー対応研修に参加する予定です。他の子どもや保護者に対して特に理解を図る取り組みは行っています。知識、情報を得るためアレルギー対応研修に参加する予定です。他の子どもや保護者に対して特に理解を図る取り組みは行っていませんが、子どもからの質問などにはその状況に合わせて知らせていく体制を作っています。現在アレルギー児はいませんが、アレルギー児が在籍した場合の体制は整備されています。

## A-1-(4) 食事 第三者評価結果 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a

くコメントン

「食育年間計画」、全体的な計画の"食育の推進コーナー"の項目と重ね、各クラスの年間指導計画の食育欄に位置づけられています。 旬の食材の提供、行事食、クッキング体験保育等を行い、食への興味を持ち、食に関して豊かな経験が出来るよう取り組んでいます。 畑やプランターで野菜を育て、収穫して食べる喜びを感じたり、野菜を使った制作遊びも行っています。ピーマンを使ったスタンプ画 をラミネートしたランチョンマットがあり、食事時に敷いて、落ち着いて食事を楽しむ姿が見られます。幼児クラスではマグネット ボートを使用して体に必要な栄養素を3色で示して可視化し、献立の食材紹介の時に伝えています。給食だより、展示食、レシピ紹介等 を行い、保護者に子どもの食生活に関心をもってもらえるような取組をしています。年齢に沿った食育計画が更に進められるよう食育 プロジェクトを設けて検討し、楽しんで食事が出来るように工夫しています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

〈コメント>

月1回献立会議を設け、各クラスから保育士1名、栄養士、調理員との話し合いの場を持っています。情報共有し確認や感想、振り返りを行い、翌月の献立へと生かしています。栄養士は日々各クラスを回り、子どもの食事の様子を見たり、クッキングの日に子どもに説明する等、子どもとの関わりを大切にしています。子どもの食べる量は個々にあわせて量を調整し、子どもの残食量や好き嫌いを把握して次月の献立を検討しています。旬の食材を取り入れたメニュー、行事食、クッキング保育(コロナ禍で内容は限られていますが)を行い、楽しくおいしく食べられる献立となる様に工夫や配慮をしています。「食育マニュアル」「調理業務マニュアル」に基づいて、給食提供の様々な手順内容や衛生管理の体制が整えられています。

#### A-2 子育て支援

情報交換の内容は児童票の個人記録に記録しています。

1	A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
	【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

送迎時に保護者と家庭での様子、園での様子を口頭で伝え合っているほか、0、1歳児は連絡帳、2~5歳児はシール帳で情報交換を行っています。日々の活動の様子をクラスボードに記載し、お迎え時に保護者が確認できるようにしています。ドキュメンテーションでは活動内容を写真と言葉でわかりやすく伝えています。クラス懇談会や個人面談、園だより、クラスだより、給食便りなどを通じて、保育目標や保育内容、意図することの理解を得られるようにしています。クラス懇談会、個人面談では、保育園での子どもの様子や一年間の保育の見通しについて知らせています。保育参加や作品の掲示を行うとともに、コロナ禍のため幼児クラスは年齢ごとに時間を分け、運動会や生活発表会を開催し、保護者に参加してもらい、子どもの成長を確認する機会を設けています。家庭の状況、保護者との

 A-2-(2) 保護者等の支援
 第三者評価結果

 【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
 a

(コメント>

職員は保護者とのコミュニケーションを大切にし、職員から笑顔で挨拶をし、保護者が話しやすい対応を心がけて信頼関係を築くよう 努めています。個人面談は他人の目を気にせず安心して相談できるように場所や時間に配慮しています。担任はもちろんのこと、主任 や前年度の担任などが気軽に相談に応じることを保護者に伝えています。保護者から相談があった時には速やかに相談に応じ、内容は 児童票の個人記録や個人面談・会議録に記録し、職員全体で共有しています。配慮が必要な保護者には施設長から声をかけ、保護者の 思いを受け止め、寄り添うように努めています。相談内容によっては関連機関を紹介したり、栄養士なども対応し、専門職の立場から 保護者へ適切なアドバイスを提供できるようにしています。経験の浅い職員や相談を受けた職員が対応に困った時には即答せず、施設 長に相談するようにしています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

<<u>コメント></u>

朝の受入れ時、着替え、排泄時等に子どもの身体の様子を注意して観察しています。保護者の様子にも注意し、保護者の様子が気になるときには職員から声をかけ、見守ったり、保護者の気持ちに寄り添うように努めています。朝9時半を過ぎても未登園の場合は、連絡を入れ、確認しています。虐待の疑いがあると職員が感じた時には、速やかに園長に報告し、逗子市保育課や子育て支援課に連絡して連携をとっています。日誌や児童票に記録し、会議などで情報共有しています。虐待等権利侵害を発見した際の対応方法等を明記した虐待防止マニュアルを整備し、職員は入社時や外部の研修を受講しています。また職員は年1回「人権擁護のセルフチェック」を実施し、施設長は個人面談で職員の理解度を把握し、職員には「いつだれに見られてもいい保育」をするように伝えています。登園時の観察の留意点を園内研修等で再度確認し、職員間で共有することが期待されます。

#### A-3 保育の質の向上

# A-3-(1)保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) 第三者評価結果 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 a

<<u>コメント></u>

各指導計画には自己評価欄があり、計画に対する保育の実践について、乳児・幼児会議、指導計画会議、全体会議等で主体的に日々の保育の振り返りを行っています。また主体性保育プロジェクトが中心となり、「なないろ保育園における自己点検・自己評価職員アンケート」を実施し、保育の内容、子どもの姿、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程を大切にした主体的な保育が行えたか等について振り返り、保育の改善や意識の向上に努めています。職員は職員育成目安表を用いて施設長と年2回面談し、アドバイスを受け、能力や専門性の向上に結び付けています。職員個々の自己評価を分析、検討し、保育所全体の自己評価につなげています。今年度受審の第三者評価では自己評価に全職員が取り組み、互いの学び合いや意識の向上に繋げています。